

監委第265号
平成21年9月16日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県監査委員 新 井 昇
同 飯 塚 秋 男
同 島 崎 英 男
同 齋 藤 良 彦

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成21年8月7日付けで審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり審査意見書を提出します。

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、平成20年度決算に基づき算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎事項書類」という。）である。

第2 審査の手続

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎事項書類について、

- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率の算定に誤りはないか
- ・ 算定基礎事項書類が適正に作成されているか

に主眼をおいて、決算書等必要な書類と照合精査して審査を行った。

第3 審査の結果及び意見

審査した結果、本県の平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも適正に算定され、算定基礎事項書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回り、資金不足比率の対象となる公営企業会計の資金不足額はなかった。しかしながら、将来負担比率については288.7%と、前年度よりわずかに1.2ポイント改善したが、全国でも低位の水準にあり、依然として危機的な財政状況が続いているので、今後とも財政指標のさらなる向上を目指し財政の再建に努められたい。

健全化判断比率

健全化判断比率	本県の平成20年度 健全化判断比率 (%)	国が示した 早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	3.75
連結実質赤字比率	—	8.75
実質公債費比率	14.4	25.0
将来負担比率	288.7	400.0

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。

資金不足比率

会 計 名	本県の平成20年度 資金不足比率 (%)	国が示した 経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
地域振興事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
鹿島臨海都市計画下水道事業会計	—	20.0
港湾事業特別会計	—	20.0
流域下水道事業特別会計	—	20.0
都市計画事業土地区画整理事業特別会計	—	20.0

(注) 資金不足額がないため、「—」を記載した。